

県立病院の独立行政法人化に反対し、地域医療を守り 医療提供体制確保を求める要請決議

自治体病院は、都市部から離島まであらゆる地域において公平、公正で住民のニーズに対応した適切な医療を提供するとともに、総合的医療機能を基盤に僻地医療、高度・特殊医療等を担っています。

国が進める社会保障費削減や医療費抑制政策の影響を受け、公立病院の約8割が赤字経営を余儀なくされ、地域の医師不足は深刻化し、経営破綻による医療格差や医療崩壊が深刻な社会問題となっています。

沖縄県は県立病院の赤字経営を背景に、①民間移譲、②指定管理者制度の導入、③独立行政法人化等に向けた運営形態の議論を本格的に進めています。

県立病院が独立行政法人や民間移譲になると、経営の視点主体の病院経営となり、不採算部門である救急医療や周産期医療等の形骸化や、都心部と地域の医療格差の問題が浮上してくるのは明らかです。その結果、宮古、八重山をはじめとする離島圏に産婦人科医や脳外科医等の不在がおき、患者は本島での治療を余儀なくされ、さらなる経済負担を強いられることになりかねません。さらには、医療費の支払いが困難な患者や重症度の高い患者を敬遠する結果として、患者の「たらい回し」が、この沖縄で発生する可能性が高いということです。いったん、独立行政法人化すると制度上後戻りできません。後に気づいてももう遅いのです。

県民本位の都市部でも地域でも「いつでも、どこでも、誰でも、安心できる安全な医療提供体制」となるよう下記事項について強く要請します。

記

1. 島嶼県である本県の医療提供体制の確保と地域医療を守るため、県立病院を独立行政法人化せず、現在の体制を維持すること。
2. 県立病院が果たしてきた役割を十分認識し、経営のみの視点に基づく医療の切捨てを行わないこと。

以上、決議する。

平成21年3月3日

石垣市議会

あて先

沖縄県知事、沖縄県議会議長、地元選出県議会議員